

平成23年度第2回 尊厳擁護分科会 会議要旨

1 議題

北九州八幡東病院における爪切り事案について

(1) 意見の最終確認

2 開催日時

平成23年8月24日(水) 18:30～21:00

3 開催場所

北九州市役所 91会議室

4 出席者名

委員 伊藤分科会長、河原副分科会長、緒方委員、中村委員、野村委員、日浅委員、舟谷委員、丸林委員

事務局 保健福祉局長、介護保険・健康づくり担当部長、事業者支援担当課長
ほか 5名

5 会議の非公開理由

委員会は、不開示情報(北九州市情報公開条例第7条)に該当する事項について意見交換するため、非公開とする。

6 議事の概要

(1) 事務局説明

- ・ 尊厳擁護分科会意見のまとめ案についての説明
- ・ 控訴審判決を踏まえた現時点での虐待判断についての各委員の意見を説明
- ・ 平成19年当時に虐待と判断した根拠についての各委員の意見を説明
- ・ 今後に向けての各委員の意見を説明

(2) 各委員の意見概要

意見の最終確認

最初の病院報告では苦痛があった、控訴審判決ではほとんど苦痛はなかったとなっているが、本人達が表現できない状況であれば、本当に苦痛がなかったかどうかはわからないという意見だったので、「判断できない」という結論になった。

痛みをどう捉えるかにより判断が難しい。控訴審判決での痛みについての言及について、医学的な痛みであれば「ごくわずかである」等といえるかもしれないが、心の痛み等の精神的、心理的な痛みまで考えれば一般的な判断は難しい。

それを考えれば控訴審の判断を踏まえても、重度の認知症で意思表示が困難な人の苦痛について、判断するのは難しいのではないか。

フットケア行為については客観的に判断できるが、痛みについては主観的な要素が多い、はっきりとは断言できないと思う。

北九州八幡東病院の当時の病棟は介護保険施設であり介護機能に重きを置き、病状が安定期にある長期療養患者にあたってADL（日常生活動作）の介助が重視される施設である。入院診療計画だけでなく、介護支援専門員の作成する施設介護計画においても利用者・家族への説明と同意が必要であり、記録は重要である。

介護保険施設でのケアという視点では、入院時の包括的同意だけでなく、必要時には本人や家族参加のもと、ケアの継続的な検討が必要である。

組織としてフットケアに取り組む体制が確認できない状況で、元看護課長が単独で行った行為を一概に否定することはできず虐待とはいえない。

本来、高齢者虐待防止法は、虐待行為の早期発見や再発の防止を目的としており、個人を罰するものではないため、個人が特定されるものではないが、刑事事件として、本件は個人が特定される状況となっている。今後は、虐待事案が傷害罪などにより刑事事件として逮捕起訴されたような場合には、虐待者の名前が報道されるなど個人情報公表される可能性が高いため、虐待の事実確認においては、市において当事者から十分に話を聞くことや刑事事件の公判の結果を見守るなど、より慎重な手続きが必要である。

高齢者虐待防止法の趣旨からは、行為者の虐待の自覚の有無は問わず、客観的にみて他者から高齢者の権利や利益が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応すべきとされていることから、正当な看護行為として認めるための

記録や家族への説明がなく、さらにはチームケアの作業形態がとられていない状態では、虐待の疑いがあるといわれてもやむを得ない不適切なケアである。

一般的に施設内での虐待は早期発見しにくい特徴があると感じる。

不適切なケアが場合によって虐待と判断され必要な指導が行われることは、介護従事者のモラルの改善の面から大切である。児童虐待等でも、問題が大きくなってからしか介入できない現実がある。

医療現場等ではチーム医療を実践することにより、患者の権利侵害に対して相互チェック機能が働いている。

高齢者の介護には排泄、食事、入浴、機能訓練及び療養上の世話など多様なケアが必要であり、それらケアの質の向上を図るためには、職員が協力して取り組むことが重要である。今後、高齢者の介護にあたっては、それぞれの職員が相互に支援する職場環境づくりを、組織として構築していくことが高齢者虐待防止につながる。

高齢者の介護・看護は生活上の支援や療養上の世話等の多様なケアが混在するので、組織としてケアに当たってほしい。それが結果として高齢者の虐待防止に繋がると考える。

療養型病床はターミナル状態に近い利用者が多い。だからこそ家族との連携を密にしながらか利用者の生活を支援していこうという理念がある。

今日出された意見を踏まえて修正されたものを、分科会意見のまとめとして市へ提出することとする。

7 問い合わせ先

北九州市保健福祉局地域支援部介護保険課事業者支援係
TEL 093 - 582 - 2771